



Title	大坂町奉行・曲淵甲斐守景漸のお裁き
Author(s)	柴田, 芳成
Citation	日本語・日本文化. 2024, 51, p. 255-268
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95222
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈研究ノート〉

大坂町奉行・曲淵甲斐守景漸のお裁き

柴田 芳成

一

近世の大坂は町人の町というイメージが強いが、事実としても町人人口が三十五万から四十万人であったのに対して、大坂在住の武士の数は約八千人であったと推計されている⁽¹⁾。数は少ないとはいえ、武士の中には町人からの支持を得る人物もいた。

ここでは、町の噂に書き留められた、大坂町奉行・曲淵甲斐守景漸（かげつぐ）の話題を取り上げる。江戸時代の町奉行として想起されるのは、まずは江戸の町奉行で、大岡越前守忠相や遠山金四郎景元らは現代でもある程度名の知られた存在といえる。曲淵景漸は、江戸の町奉行にもなるが、その前に大坂西町奉行を勤めた。前掲二者ほど著名ではないかもしれないが、遠山金四郎を評した文章の中に、「大岡・根岸・石河・池田・曲淵につぎたる奉行と称せられ」（遠山景晋『対策則』奥書、国会図書館蔵）⁽²⁾とあって、名奉行の先輩の一人に数えられている。また、落語「鹿政談」の奈良奉行とされることがあるし（実際には奈良奉行にはなっていない）、近年でも、上田秀人の時代小説『町奉行内与力奮励記』（幻冬舎時代小説文庫、全9巻、2015～19年）に、主人公の青年武士の上司にあたる、頭の切れる、出世欲の旺盛な人物として登場する⁽³⁾。

『寛政重修諸家譜』により、その経歴を確認すると、次のようになる。

享保十年 (1725) 曲淵景衡の次男として生まれるが、兄景福の養子となる。

寛保三年 (1743) 十一月 十九歳にて遺跡、采地千六百五十石を継ぐ。

寛延元年 (1748) 五月 御小姓組番士となる。

宝暦七年 (1751) 七月 十人頭となる。十二月 布衣を許される。

同 九年 (1753) 正月 目付に転じる。

明和元年 (1764) 朝鮮通信使の参府、琉球使節の江戸上りにあたり、大いに務める。

同 二年 (1765) 十二月 大坂町奉行となり、従五位下甲斐守に叙任。

同 六年 (1769) 八月 江戸北町奉行に転じる。

天明七年 (1787) 六月 西城御留守居となる。

同 八年 (1788) 四月 小普請組支配。十一月 勘定奉行。

同 八年 (1796) 正月 老齢を理由に職を辞するも許されず。

同 九年 (1797) 二月 勘定奉行から御留守居となる。

同十二年 (1800) 七十六歳にて死去。

甲斐守が在職した期間の将軍は吉宗、家重、家治、家斉の四代にわたり、その活躍期の中心は、政治史の上で、田沼意次の時代から松平定信の時代と重なる。大坂町奉行の職にあったのは、明和二年十二月から同六年八月までの三年八カ月ほどの間でしかないが、そのころの街談に甲斐守の扱った裁判が挙がっている。

二

甲斐守の話の前に、当時は世間の人々が裁判の内容や判決に関心をもち、噂話となるような社会であったのか、そ

の点を確認しておきたい。そこで、裁判にまつわる逸話がどのように需要されたのかをみると、『古今著聞集』『十訓抄』などの中世説話集に収録された、ある個人の一エピソードとしての判断を取り上げた個別の説話としてではなく、裁判の話題がまとまって編纂された作品としては、元和年中（1615～23）に、中国の裁判説話集である『棠陰比事』が古活字版として刊行されている。同書を日本語に翻訳した『棠陰比事物語』が寛永年中（1624～43）に、その覆刻本が慶安二年（1649）に、絵入り本が寛文十三年（1673）に出版された。また、写本のみではあるが、京都所司代の板倉勝重・重宗の施政を記す『板倉政要』の後半にあたる巻六・十の「公事捌」が裁判説話集にあたると考えられており、その異本、伝本が多数に及ぶことから、こちらも流布していたことがうかがえる。さらに、元禄二年（1689）には井原西鶴『本朝桜陰比事』、宝永五年（1708）には月尋堂『鎌倉比事』、少しあいて、文化九年（1812）に曲亭馬琴『青砥藤網摸稜案』が出版される。本稿にみる明和の時期より半世紀以上前から、人々は裁判話を読み物として受容しており、裁判の話題に関心がもたれていたと推測することができる⁽⁴⁾。

以下に曲淵甲斐守の裁いた事件をみてゆくが、資料の本文を引用すると長くなるため、現代語で、概要を提示することとする。

【事例1】『明和雜記』巻五「立売堀土橋辺老女の事」

立売堀土橋辺に一人住まいの老女がいた。昔はそれなりの生活をしていたが、近年は貧しくなり、借家住まいとなっていた。かつて生活に余裕のあったとき、貧しい隣人に銀子を融通して助けてやっており、その額は銀一貫匁余りとなった。その後、老女は次第に貧しくなり、隣人に少しづつでも返済してくれるよう求めたが、十九年にわたって聞き入れてもらえなかった。その様子は町内でも広く知られるところとなり、町年寄にも届け出たが効果がない。立場が入れ替わり、蓄えをもった隣人を恨みに思った老女は、ある夜、その隣家に放火し、捕らえられた。奉行（曲淵甲斐守）は毫碌故の所業であろうと問うたが、老女はそれを否定し、隣人の忘恩を恨み放火

したことを述べ、その隣人の家の前で火あぶりにしてくれと、涙ながらに返答する。曲淵甲斐守は隣人を召し出し、その不仁・不人情を責めるとともに、二十年賦で老女に返済すべきことを告げる。奉行は、火つけは火あぶりの罪であるが、その年賦が完済されるまで、老女を町内預け置きとすると定めた。

右の話を収める『明和雜記』は、「明和年間に於ける大坂の出来事を書いた」、「多少の誤伝はあるにしても」、「当時の出来事を、そのまゝ筆に上し」た資料である⁽⁵⁾。この一件が記された後には、次のような、判決に対する人々の反応、著者のコメントが付されている。

此婆二十年のよわひは有まじきに、中興まれなる御奉行の御捌といひ、御仁心とて町中一同に悦び有難がりし也。此御奉行曲淵甲斐守様は初入より此かた、種々の御仁心あまた有といへ共略す。(私に濁点、句読点を付す) 曲淵甲斐守は大坂町奉行着任以来評判が高かったことが述べられている。甲斐守はもともと大坂との縁はないが、前職の目付であった宝暦十四年四月(六月に明和に改元)、江戸参府を終えて帰路にあった朝鮮通信使の上使が大坂の津村御堂で殺害される、いわゆる「唐人殺し」事件が起こった。その折に殺害人の死刑執行にあたって、江戸から大坂に向かっている。そうしたことも大坂の人々に能吏としての印象を与えたのかもしれない。

判決については、老女自身が隣家の前で火あぶりにしろと言い、甲斐守が火つけは火あぶりと述べている通り、『公事方御定書』には、七十「火附御仕置之事」の項があり、「一 火を附候もの 火罪」とある。放火は火あぶりの刑を受けるということは一般人にも知られていた。放火の原因となった隣人へのお金の融通は、町年寄らが仲裁に入っても話が進まなかったように、証文を交わすようなものではなく、ご近所付き合いの延長にあったものであろうが、それだけに立場が変化したときに取り返すのは難しく、最終的に辛抱の限界を越えてしまったということだろう。甲斐守がはじめ着碌ゆえかと尋ねた(「老女は年の上の事なれば、老にぼれたるなるべし」)のは、いわば誘導で、情状酌量の余地を引き出すためであつたろうが、老女は自覚の上であることを告げ、罪科である火あぶりを隣人宅前で行えと申し出る。精神状態に異常のないことから、火あぶりの判決は避けられないが、その火刑の執行は隣人

の借金返済後とすること、甲斐守は老女の最晩年を何とか救済する方へと一件をまとめ、「仁心」を示した。法に従いつつ、関係者の被害を極力抑える方法を模索した判決であった。

ところで、放火犯については、江戸の北町奉行を勤めていた天明五年（1785）にも、少女「よし」による放火を裁いている。こちらも火あぶりではなく、「遠島申付 十五歳迄親類え預置可申候」との裁定を下しているが、この場合は特段、情による減刑ということでもなく、『公事方御定書』の規定に従った穏当なものであったようである⁽⁶⁾。

【事例2】『明和雜記』巻七「孝心にて白銀をもらひし事」

新町吉原町の紙屋吉兵衛借家に養父・伊兵衛と養子・きよが暮らしていた。きよ十七歳のころ、伊兵衛は眼病で勤めかなわず按摩をして渡世していたが、見目よいきよを遊女奉公に出してはどうかと近所から声がかかった。自分たちの生活の苦しさを思うきよ自身もそれを望んだが、伊兵衛は不憫に思い許さなかった。それを聞きつけたきよの実家は取り戻すことを伝えてきたが、伊兵衛・きよともに従う気はなく、実家は公儀へ訴え出るところとなった。その結果、伊兵衛・きよともに町内預かりとなった。その後、きよにはその孝心へのほうびとして白銀十五枚が下しおかれた。町の人々はきよの孝心ゆえ天道から授かったものとありがたがった。

この件の事情を詳しく聞いたところでは、実家がきよを取り戻そうとしたのは、きよの美貌をたのみ、相應の望む方へ売ろうとの魂胆があったためで、天道も憎むだろうし、（役所が）いろいろと人を入れて事情を開き合わせなさったとのことだ。このような話は昔から話には聞くが、これは実際に目にしたことだ。このときの御奉行は曲淵甲斐守で、初入のとき以来、慈悲深いと言いはやされている。

何らかの事情で実家から養子に出された娘が、目の不自由な養父への孝行を認められて金子を賜ったという話。きよに遊女奉公の話が持ち込まれたとき、伊兵衛の感じた義理には、引き取った養子は責任をもって育てねばならないという思いがあったであろうし（公事方御定書に規定もある）、経済的な事情から自ら犠牲になろうとするきよへの

愛情もあつただろう。また、きよにも伊兵衛にも実家に戻る・戻すつもりはなかったために、実家は訴え出たわけであるが、『公事方御定書』四十六「養娘遊女奉公に出シ候者之事」には、「軽キもの養娘遊女奉公に出シ候者 実方より訴出候共無取上」とあり、実家が口出ししてもよほどの事情がない限り、それが受け入れられる見込みはなかった。むしろ、二段下げで記された著者のコメントからは、実家がきよを取り戻そうとしたのは、遊女屋へ行く実子を不憫に思う情愛によるものではなく、きよの美貌をネタに高く売り込もうとの魂胆のあつたことが明かされる。こうした実家であれば、きよも当然、戻りたくはなかっただろう。実家の企みは衝撃的な内容であるが、必ずしもきよの実家だけが異常だったのではなさそうである。養女を遊女として売る、場合によってはきよと同様に、養子に出した子が実親の元に帰った後に遊女に出されることもあつたようである。『御仕置裁許帳』六・一〇二「養子娘并継娘を遊女奉公ニ出す者之類、附、実子娘を養子に遣置、取戻シ、遊女奉公に出す者」として、五例(五一四〜五一八)挙げられており、多くの場合、関わった者は入牢や死罪となっている。とすると、きよの取った行動は、結果的には実家の親たちが入牢することも防いだことになるのかもしれない。

きよがはたして何歳から伊兵衛の養女となつたのかはわからないが、「京都所司代板倉氏父子公事扱掟條々」(『徳川禁令考』巻五十一「第五十八章 〔京都／大坂〕諸法度」三四五三)「一 対伯父叔父公事仕儀」の末に「附、継父継母に孝行之事専一也、其身十歳之内より令養育候継父母ハ、真之父母より至而可為孝行事」(〽)は割書、／は改行、以下同) 〽とあり、生みの親よりも育ての親にいつそう孝行せよとも説かれる。

また、この裁きの中で、甲斐守が具体的に何をどうしたのかは語られないが、為政者としてきよを孝行者と認めて表彰したことはうかがえる。このきよのふるまいは世評も高く、寛政年間に幕府の命で全国の孝行者や奇特者らの行状をまとめた『官刻孝義録』の摂津国(巻一)の一覧の中に、「孝行者〔同「大坂町奉行」支配所／吉原町〕〔町人借家住淡路屋伊兵衛娘〕きよ〔十五歳〕〔明和四年／褒美〕」とある。

こちらでも話末で甲斐守は慈悲深いと評されている。ほかに、川筋見聞の折、上荷船が御用舩に衝突したことに御

用船の船頭が怒りとがめたところ、御用船の不覚をたしなめてその場を収めたり（巻五）、前任者以来の懸案であった角の芝居騒動を落着させたり（巻三）、といったことが『明和雜記』には書き留められ、その行動が注目を集めた様子がうかがえる（8）。

一方で、次の例はどうだろうか。

【事例3】『明和雜記』巻七「上町辺手錠紛失の事」

滞り銀の件で手錠を受け、町預かりとなった者がいた。その者の相借家で口論があり、手錠の者も様子を見に行こうとしたところ、封印を付けたまま手錠が両手から抜け落ちた。その手錠をこたつの上に置いて出たが、その留守に昼盗人が入り、こたつの布団を盗んで行った。手錠の者が戻ってみると、布団がなく、手錠もいくら探しても出てこなかったため、町内へ申し出た。家主・番人・年寄も集まって相談したが、公儀へ届けるよりなかった。手錠の本人は牢舎もいたしかたなく、年寄もどうなるかと案じていたところ、役人からお叱りを受け、奉行へ伝えることで、覚悟して待っていると、甲斐守は他の用件を次々と裁き、残った本件については何も述べて座を去ろうとした。役人が声をかけると、甲斐守は振り返り、「定めて手錠のことなるべし。打って遣わすべし」とおっしゃった。ありがたいことであつた。

手錠を受けた者が、相借家での口論の野次馬見物に出ようとしたところ、手錠が抜けて、それを置いて出かけて戻ってみると、手錠を載せた布団ごと盗まれてしまう。その不始末を申し出るも、処分保留で放っておかれることになったという、しまりのない笑い話のような記事である。結局、その後、改めてどのような沙汰が下ったのかはわからない。男は町預かりの手錠ということで、もともと軽い刑罰であつたかと思われるが、手錠を外して、しかも紛失したという事実はあり、牢へ入れられることを恐れた。この場合は無理な力を加えるまでもなく抜け落ちてしまったようであるが、そもそも手錠を勝手に外すのは重罪で、『御仕置裁許帳』七・一一三「手錠を抜者之類并手鎖之儘致欠

落者之類、同請ニ立者」(五八〇～五九二)によると、多くの事例では、入牢のあとに死罪か島送りとなっている。

その場での判断を先送りにした甲斐守であるが、繁忙だけが理由であったとはいい切れない。この件に関して、『明和雑記』本文には、著者のコメントが字下げで次のように続く。

つまり、天下の封印の手錠が手から抜けてしまうようなら、それは役人の不始末であり、それを断じてはいずれかの人が処罰をうけることになる。そのあたりを考慮しての御裁きである。

きちんと手錠を封じておかなかった役人のミスが想定されるところであり、甲斐守の判断は、そうした不祥事に思い当たるところがあつて先送りにしたものだと思透かされている。その場合、寛大なお裁きどころか、身内の不祥事のみみ消しにほかならない(役人にとつての責任問題という点では寛大な処置といえるのかもしれない)。

【事例4】『諺芥集』(巻四)

明和のころ、大坂町奉行の曲淵甲斐守は、巾着切りに浅黄色の木綿の頭巾を着すように申し渡し、町方へは浅黄頭巾は巾着切りゆえ注意するように触れ流し、浅黄頭巾を着けずスリを働いた者を罰した。

こちらは『明和雑記』の記事ではないが、大坂町奉行時代の逸話であるので掲出した。巾着切りという犯罪者集団に対し、自分の正体が一目でわかるような頭巾を着すよう定めたところで、とても従うようには思われないが、氏家幹人「巾着切と町奉行」(『古文書に見る江戸犯罪考』2016年、祥伝社新書)によれば、江戸においても同様に、巾着切りに対して明らかな身分表示が定められており、彼らも町奉行との緊張状態を高めないために命令に従ったのではないかとしている。

現代の感覚からみると、何とも変な決まりを設けたものであるが、一般人の安全を守り、スリの職業も保護(?)する、両立をはたした方策であつた。

三

次に掲げる『徳川名臣即智裁判』は、同時代の資料ではなく、明治二十二年刊行のものであるが、曲淵甲斐守が大坂町奉行であったときの話題を収めるので、ここに示す⁽⁹⁾。

【事例5】『徳川名臣即智裁判』『獄門蘇生せし裁判』

大坂上町の質屋の手代が店の金七両を盗み、六両を青楼の揚代に払い、残る一両を丁稚の道具箱へ入れた。金七両の不足に気づいた主人が家内の者を詮議したところ、手代は持ち物を調べよと進言した。調べると丁稚の道具箱から一両が見つかったが、丁稚は涙ぐんで、自分は知らないし、使い道もない、誰かが自分に罪を着せようこのようなことをしたのであるが、白状せよと話した。はたして手代が罪を認め、主人は奉行所へ訴えた。甲斐守は主人に、本来なら獄門刑であるところ、減刑を望むかと尋ねたが、主人は断る。甲斐守は愍然に思ったものの、死罪の日を定め、手代の実父に伝えた。死罪当日、大坂三郷町中引き回しの上、牢屋敷にて順に刑罰の執行が進むうち、手代の番となったが、首を切られることなく、生きたまま、死体を入れるはずであった俵に入れられた。手代の親類が死体を受け取りに出向いたが、手代の首は切られてはおらず命に別状もなかった。甲斐守のお慈悲と悦び拝して帰った。

質屋の手代が遊郭への支払いに困って店の金を盗み、その罪を自分よりも立場の弱い丁稚になすりつけようとした事件。甲斐守は手代を訴え出た店の主人に対して減刑を求めるかを問い、その提案を主人が拒絶したことで手代を憐れんだと語られる。手代の犯した過ち、窃盗とその罪の他人へのなすりつけは悪質なものであり、罪を免じられるという結果は、手代の親族こそ喜ぶであろうが、正義は通っていないようであり、はたして慈悲深い態度といえるのだろうか。

金品の窃盗について、「十両盗めば首がとぶ」とは、落語や時代劇にも出てくる言い回しで、江戸時代の罪科とし

て今でも比較的知られる。『公事方御定書』五十六「盗人御仕置之事」に、「一 手元ニ有之品を與風盜取候類 死罪、金子八十両より以下、雜物ハ代金ニ積、十両位より以下ハ、入墨敲」とあり、この場合は七両なので「入墨敲」ではあるが、これに他人へのなすりつけが加わって「獄門刑」と判定されたのであろう。

ただ、甲斐守が刑罰を減じようとし、最終的にも命を救っているのは、手代自身も若者であった可能性もある。一般に、商家で手代になる年齢は十七、八歳だったようであるし⁽¹⁰⁾、もし十五歳以下なら極刑にはならず、減刑することが定められている『公事方御定書』七十九「拾五歳以下之者御仕置之事」に「一 盗いたし候もの 大人之御仕置より一等輕可申付」。そうすると、若者の更生を念じての、慈悲の判決であったことになる。

【事例 6】『徳川名臣即智裁判』「窃盗物入れ札の裁判」

大坂安治川の古手屋に盗人が入り、衣類十二点が盗まれた。近所の人は訴え出ることを勧めたが、店の夫婦は自分たちの不注意であり、役人を煩わせるも悪いからと答えた。その後、その盗人は捕まり、白状した中にその店の衣類も含まれていた。役所から召し出された古手屋は、先月の何日に盗みが入ったと申し上げた。甲斐守がなぜ訴え出ないか尋ねると、さきの理由を述べた。甲斐守は、一理あるが、それは自分たちの仕事であり憚り無用である、訴えがなかったので、衣類をこのまま返すことはできない、入れ札するのでお前もしろと勧める。古手屋が不審に思っていたところ、甲斐守が一貫五百文にて札を落とすと下された。実にありがたいことであった。裁判がこのように公平であれば、上下ともに怨みをいだくことはない。

盗難の被害を自ら申し出なかった古着屋夫婦に、戻った盗難品を安価で返してあげたという話。ここでの甲斐守は、見つかった盗難品のもとの所有者がわかつてはいても、届けがないために入札を経て返却するという段取りを整えており、古着屋への過分な肩入れはしていない。『公事方御定書』五十六「盗人御仕置之事」に「一 都て盗物之品は、被盜候ものえ相返可申候、(以下略)」、同「追加(寛保元年)」に「一 盗人を召捕、吟味之上、他所にて盜候

雑物金子等致所持におゐては、遠国ニ候共、其所之奉行御代官、或領主え申達、被盜候当人召呼、其品渡可遣事」とあり、窃盜犯が捕まって盜品が見つかった場合には、もとの所有者に返却されることが定められている。そもそも古着屋が訴え出なかつたのは、話末のコメント「裁判も斯く公平なれば上下俱に怨みなしと」をうがってみると、役人の手間を取るといふのは表向きの理由で、ふつうには裁判に持ち込んでも不公平な判定がなされることが常態化していて、それに対する諦念もあつたためとも考えられるだろうか。

以上、大坂の町奉行として事案の処理にあたつた曲淵甲斐守の逸話をみてきた。具体的には、巷談の内容を実際の法令の範囲と比較するにとどまつたが、そこに確認できたのは、定められた範囲内で、いくらかは人情を汲み、適切な判決を下している姿であつて、決して法を曲げてまで寛大な措置を示そうとしたわけではなかつたことである。にも関わらず、繰り返し語られるように、甲斐守に対する世間からの評価が高かつたのはなぜだろうか。西町奉行の曲淵甲斐守に対し、同時期に東町奉行を務めた鶴殿長達（宝暦十二年～明和五年）、室賀正之（明和五年～安永八年）は、『明和雜記』の中でとくに取り上げられることもない。

【事例6】の古着屋の話の末にあつたように、裁判一般に対する公平性への疑問があつたこと、『板倉政要』巻八末に「右此八冊者京都ノ所司板倉氏之旧記也、然ルニ公事捌之儀慈悲ヲ為根元ト矣、可被行死罪者為追放、可及追放ニ者籠舎也、是レ賞者重シテ罰ハ者軽之謂ヒ也、勿論依罪之輕重ニ而有差云々」と、裁判において裁定を下す者は慈悲をもつて寛容な態度で臨むことが期待されていた、それに近い態度を人々は甲斐守の裁きに感じ取つたということになるだろうか。

甲斐守は、大坂町奉行のあと、江戸の北町奉行に転じ、その在任期間は大阪よりも長い（明和六年～天明八年、十八年間）。稿者の関心が大阪の巷談にあつたため、今回は取り上げなかったが、江戸時代の裁判判例集ともいえる『御仕置例類集』には、殺人、窃盜、博打、様々な事件に判決を下していることがわかる。また、田沼意知事件の裁

判のほか、『解体新書』へと通じる小塚原刑場での腑分け見学を杉田玄白らに許可したり、天明の打ちこわしの取り締まりにあたりたりと、現在から見て大きな歴史的な現場にも立ち会っている⁽¹¹⁾。

注

- (1) 萩田實『武士の町大坂』（講談社学術文庫、二〇二〇年）
- (2) 稿者は未見。ここでは、藤田覚『名奉行』の力量（講談社学術文庫、2021年、21ページ）に引用される箇所をもって示した。
- (3) 丹野顕『江戸の名奉行』（文春文庫、二〇二二年、藤田注（2）書）
- (4) 日本における裁判説話の流れについては、『対訳西鶴全集十一 本朝桜陰比事』『解説』（明治書院、昭和五十九年新版）、熊倉功夫『寛永文化の研究』『第三部寛永文化の変容 第一章『板倉政要』と板倉京都所司代』（吉川弘文館、昭和六十三年）、木村祥子『江戸期裁判物における西鶴の脚色——「三方一両損」の流れを中心として——』（『国文研究』36、1990年12月）、杉本好伸『西鶴を楽しむ⑤日本推理小説の源流『本朝桜陰比事』上』『「本朝桜陰比事」成立の背景——先行裁判物と『本朝桜陰比事』の位相——』（清文堂出版、2009年）などを参照した。
- (5) 『浪花叢書』第十一『明和雜記』解題。
- (6) 氏家幹人「少女はなぜ火を付けたのか」『古文書に見る江戸犯罪考』（2016年、祥伝社新書）による。
- (7) 三四五四新式目では、三四五三で「一 対伯父叔父公事仕儀」の一つ前に当たる「一 親子公事之儀者」の末に、ほぼ同様の文章が記されている。「附、継父継母可孝行法儀也、殊其身拾歳之内より令養育者、真之父母可同前懇切也」
- (8) 『龍耳集』には家賃会所の設置をめぐる混乱に対して、「曲淵甲斐守とて秀才の名君にて思し召しに叶わざる義なれども、公命ゆえ抛無くまず発起なされ候義と存じ候。段々と市中御理解にてまず騒動も収まったという記事もみられる。
- (9) 『徳川名臣即智裁判』（編輯兼発行人・佐々木慶助、印刷人・後藤七郎右衛門）は、江戸時代の裁判話を全五十五話収録する。内訳は、板倉伊賀守勝重十六話、板倉周防守重宗十五話、大岡越前守忠相十二話、石川土佐守政平五話、曲淵甲斐守四話、水戸黄門二話、田沼意次一話、板倉殿一話。板倉父子の話は『板倉政要』、大岡越前の話は『大岡政談』から採られている話が多いので、曲淵甲斐守についても近世の先行する裁判逸話集からの採録と思われるが、今回はその原拠を見つけることは

できなかった。【事例5・6】として大坂が舞台となっている話を取り上げたが、残る二話は江戸が舞台なので、今回は取り上げていない。

- (10) 「商家に奉公する丁稚は15、6歳で半元服をすると、幼名から実名に改め、手代の補助的な仕事を任されるようになりまし
た。そして、17、8歳で本元服すると手代になり、一人前の店員として給金が与えられ、羽織や酒、煙草も許されました。」
〔国立国会図書館ホームページ「本の万華鏡」第31回「聖人の儀式―古代から近世まで―」第3章庶民の成人、2023年12月
14日確認〕

- (11) 江戸町奉行としては不評を買う場面もあったようである。丹野注(3)書。深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』(1991
年、吉川弘文館、第3編・第3章 徳川幕府御庭番の基礎研究)。深井書の情報、インターネットサイト『鬼平犯科帳』
Who's Who「登場人物を総覧せよ」(http://chunckyuu.info/whoedo/2007/08/post_1c43.html)により知った。

【参照資料】

- 『寛政重修諸家譜』 卷第七十九：国会図書館デジタルコレクション [42] 22-24 行
(<https://dl.ndl.go.jp/pid/2577334/1/22-24> 2023年12月14日確認)
- 『明和雜記』『浪速叢書』第十一(1978年、名著出版)
- 『公事方御定書』『徳川禁令考』別卷(昭和56年(四刷)、創文社)
- 『御仕置裁許帳』『近世法制史料叢書』校訂第一(1959年、創文社)
- 『京都所司代板倉氏父子公事扱掟條々』『徳川禁令考』前集第六(卷五十二)、創文社)
- 『板倉政要』熊倉功夫「史料翻刻『板倉政要』第六巻く第十巻 裁判説話の部」『歴史人類』15、1987年3月)、山口繁「板倉政
要公示例について(その一)」「(その八・完)」『法曹』679〜686、2007年5月〜同12月)
- 『診芥集』卷四国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/item/4373391> 2023年12月14日確認)
- 『徳川名臣即智裁判』国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/881708> 2023年12月14日確認)
- 『官刻孝義録』国書データベース (<https://kokushonijia.ac.jp/biblio/100242122/48?m=ja>)
- 『御仕置例類集』第一集第一〜四古類集(国会図書館デジタルコレクション
(<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1459261/1> ~ 4/ 2023年12月14日確認)

The judgments by MAGARIBUCHI Kagetsugu, Osaka town magistrate

SHIBATA Yoshinari

This report presents six examples and introduces the judgments by MAGARIBUCHI Kagetsugu. He was the Osaka Town Magistrate from December 1765 to August 1769. He was known as a great magistrate. The topics of his trial are recorded in books such as *Meiwa Zakki*. Comparing these stories with the laws of the time, we find that the sentences were within the legal limits and were more in line with the victims. After serving as a town magistrate in Osaka, he also served as a town magistrate in Edo.